

条例第8条第2項の規定による公表内容

<p>実施機関名（担当部課）</p>	<p>伊予市長 産業建設部都市住宅課</p>	
<p>政策等の案の名称</p>	<p>伊予市空家等対策計画</p>	
<p>政策等の趣旨・目的 作成経緯</p>	<p>増加する空家の内、管理不十分な空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑みて、『空家等対策の推進に関する特別措置法（以下空家法という。）』が制定されました。空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する計画として、「伊予市空家等対策計画」を作成するものです。</p>	
No.	市民等からの意見（概要）	実施機関の考え方及び修正した場合の内容
	<p>意見ございませんでした。</p>	